

日本沿岸域学会寄付金取扱規程

平成 24 年 12 月 4 日 理事会決定

平成 25 年 6 月 28 日 理事会一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、日本沿岸域学会（以下「学会」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味するところは、当該各号に定めるところに拠る。

- (1) 一般寄付金 学会の事業及び運営を円滑に進めることを目的とする（「研究グループ助成」以外の特定の目的を含む。）もので、学会の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄付金をいう。
- (2) 研究助成寄付金 学会の「研究グループ助成」のための資金として活用することを目的とするもので、学会の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄付金をいう。

(寄付の募集)

第 3 条 学会への寄付金は、学会のホームページ等により募集するものとする。

(寄付の申込書)

第 4 条 寄付金の申込書には、一般寄付金であるか、研究助成寄付金であるかの別を明記するものとする。研究グループ助成以外の特定の目的の一般寄付金である場合には、その具体的な目的を明記するものとする。

(受領書の送付)

第 5 条 学会は、寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。

(寄付者への報告)

第 6 条 学会は、一般寄付金の寄付者に対しては、当該寄付金が寄付された年度に係る学会の事業報告書と収支決算書を送付するものとする。

- 2 学会は、研究助成寄付金の寄付者に対しては、当該寄付金が寄付された年度の次の年度に「研究グループ助成」の対象となったグループが行った研究の成果に関する報告書及び当該研究グループが選定された年度の収支決算書を送付するものとする。

(寄付金の経理)

第 7 条 学会は、一般寄付金及び研究助成寄付金のそれぞれを収支決算書及び貸借対照表上別々の科目として計上するものとする。

- 2 学会は、一般寄付金として寄付された金額については、寄付された年度において「一般寄付金」として計上し、決算することとする。
- 3 学会は、研究助成寄付金として寄付された金額については、寄付された年度中においては「研究助成寄付金収入」に計上するとともに、全額を「研究助成積立金」（特定資産）として積み立て、次年度の「研究グループ助成」の助成額に充当することとする。また、充当してもなお次年度の期末において未使用の残高が生じる場合には、当該金額は「研究助成積立金」として当該年度の次年度へ繰り越し、当該次年度以降に使用することとする。

附則 本規程は、平成 25 年 1 月 1 日より施行する。

附則 本規程は、平成 25 年 6 月 28 日より施行する。